

人権コラム 心、豊かに

◆ 完全な「ひとりよがり」

2006年、3児が巻き込まれた福岡の凄惨な交通事故を教訓に、「飲酒運転の撲滅」を日本中が誓ったはずでした…。

日本損保協会がまとめた2014年の飲酒運転による事故件数のワースト1位は大阪府で236件。次いで、愛知県、千葉県と続き、いずれも年間200件以上の事故が報告されています。

運転人口の多い地域が事故件数も多くなる傾向があるため、運転免許保有者10万人あたりの飲酒運転事故件数を見ると、沖縄県と香川県が平均件数を大きく上回るワースト上位となっています。

そもそも「運転」という行為は、運転者本人だけでなく、同乗者や周囲の歩行者の生命にかかわる危険を伴うものです。だからこそ「安全を重視し、命を大切にす」という約束のもと、運転免許が与えられるものです。

しかしながら、取り締まりのみを警戒し、「捕まらなければ大丈夫」といった楽観的かつ自己中心的な運転は、免許制に反する行為であるばかりでなく、「人道・道徳に違反する行為」という自覚が足りていないといえます。

飲酒は、運動機能や理性心の低下を引き起こし、さらには判断力も鈍るなど、運転に不適合な状況をつくりだします。福岡市では、前出の事故以後も市職員の飲酒運転が発覚し、その都度「宴会自粛」などの措置をとっていますが、果たして効果的な措置といえるでしょうか。飲酒の機会を減らすだけでは、「生命を尊重する」倫理観の醸成には至らず、懲罰的な措置で終わってしまうような気がします。

飲酒運転は、被害者とその家族はもちろん、加害者の家族まで巻き込み、一瞬で平穏な日常を破壊してしまいます。飲酒運転が重大な犯罪行為であると同時に、「人権侵害」であることを肝に銘じなければいけません。